

1. 建築基準法に基づく手続き

【確認申請】

- ・ 確認済証（第5号）、期間延長通知書（第5号の2）、適合しない旨の通知書（第6号）、適合不決定通知書（第7号）
- ・ 検査済証を交付できない旨の通知書（第20号の2）、検査済証（第21号）
- ・ 中間検査合格証を交付できない旨の通知書（第27号）、中間検査合格証（第28号）
- ・ 仮使用認定通知書（第35号、第35号の2）、適合しないと認める旨の通知書（第35号の5、第36号）

【計画通知】

- ・ 確認済証（第42号の3）、期間延長通知書（第42号の4）、適合しない旨の通知書（第42号の5）、適合不決定通知書（第42号の6）
- ・ 検査済証を交付できない旨の通知書（第42号の15）、検査済証（第42号の16）
- ・ 中間検査合格証を交付できない旨の通知書（第42号の18）、中間検査合格証（第42号の19）
- ・ 仮使用認定通知書（第42号の22、第42号の23）、適合しないと認める旨の通知書（第42号の23の4、第42号の23の5）

2. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく手続き

【省エネ適判、省エネ性能向上計画認定】

- ・ 適合判定通知書（第3号、第13号）、適合しない旨の通知書（第4号、第14号）、期間延長通知書（第5号、第15号）、適合不決定通知書（第6号、第16号）
- ・ 認定通知書（第28号）、変更認定通知書（第30号）等

3. 東大阪市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律実施要綱に基づく手続き

- ・ 軽微変更該当証明書（第3号、第8号）
- ・ 不認定通知書（第6号）、認定取消通知書（第12号）、認定証明書（第14号）

4. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく手続き

- ・ 認定通知書（第6号）、変更認定通知書（第8号）等

5. 東大阪市低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱に基づく手続き

- ・ 不認定通知書（第3号）、認定取消通知書（第9号）
- ・ 軽微変更該当証明書（第5号）

6. 以下の手続きにおける副本の押印

- ・ 建築基準法第12条第5項の規定による報告書
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請書
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例第40条の規定による都市施設設置工事事前協議書